

指定管理者制度導入に係る基本的考え方（概要）

H17.3.11分権行革特委

1. 標準的なスケジュール

「公の施設」設置条例の改正	16年9月議会
募集・申請書締切・選定	16年10月～17年1月末
指定管理者指定・債務負担行為の議決	17年2月議会
指定管理に関する協定書の締結	17年4月1日

2. 募集関係

(1) 応募資格及び募集広報等

島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体
「県報による公告」「新聞」「HP」等で周知
募集期間は最低限30日程度確保

(2) 指定期間

施設維持管理とソフト事業を一体として指定管理者の業務とする施設は、原則5年間
施設維持管理を指定管理者の主たる業務とする施設は、原則3年間

(3) 「募集要項」等

9月議会において改正した条例を踏まえ、下記の項目について、各施設の設置目的、特徴等に応じて担当部局で詳細内容を設定し「募集要項」として募集時に提示（業務内容については詳細「仕様書」を別途定めて提示）

・募集の目的	・施設概要	・指定管理者の業務内容	・指定期間
・応募資格	・審査選定基準(サービス向上策の提案を含む)		
・応募上限額	・詳細の事業計画書	・申請手続き	など

3. 公募上限額の設定関係

(1) 支出額

人件費については、標準人件費方式で積算した額
事業費及び管理費については、中期財政改革基本方針に掲げた縮減の取組みを基準にした額（事業費については施策の優先順位を考慮）

(2) 収入額

集客施設等については、過去の推移を反映した上で積算したH17年度の収入見込みを原則とし、その他の施設については、過去3カ年の平均

(3) 利用料金制度

導入対象施設は、次の条件を満たす施設とする。

- ・施設の形態が、集客を目的とする施設、施設貸出しが主な目的の施設
- ・指定管理者の努力によって入館者の増、増収が期待できる施設
- ・入館料・使用料が管理経費の一定割合以上(1～2割程度)見込める施設

指定管理者が知事の承認を得て定めることができる利用料金の額は、既導入施設の例を踏まえ、「条例で定める基準額に0.8を乗じて得た額から1.2を乗じた額までの範囲内」とする。

導入しない施設は、次の施設とする。

- ・使用料等を指定管理者が決定できない施設(県営住宅)
- ・増収を図ることが施設の設置目的に沿わない施設
(福祉・社会教育・体育施設)

(4) メリットシステム

導入対象施設は、利用料金制度を導入しない施設で、指定管理者の努力によって入館者の増、増収が見込める施設

4. 選定関係

(1) 選定基準等

外部委員を含めた施設ごとの選定委員会において、「選定基準・評価項目・観点等」について定めて提示

施設の目的を達成するためのサービスに関する項目とコストに関する項目のウエイトとは同等とし、選定委員会において、提案された事業計画が現実的か否かを含めそれぞれの詳細評価項目ごとに点数化して審査・選定
なお、現管理者以外の団体が申請した場合は下記について求める

- ・H17年4月1日から円滑に業務を遂行するための移行計画
- ・現に従事している職員の雇用についての考え方

(2) 選定結果

応募者全員に結果を通知するとともに、選定者の名称、選定理由を公表

5. 運営(県の監督)関係

適切な運営が図られるよう県の監督・チェック・指導を徹底するために、指定管理業務に関する詳細事項を定めた「指定管理に関する協定書」において、毎月の業務報告を義務化